

『萬の文反古』の問題若干（上）

— 非西鶴作説・成稿時期などをめぐって —

谷 脇 理 史

一 はじめに

ある作者の遺稿集が出版される時、その原稿がどの程度もとのままに再現せられているかは、常に問題となるところである。その原稿が残っていればその再現ぶりは一目瞭然となるわけだが、当面の対象である西鶴作品の場合、その原稿の出現を期待することは、もはや不可能と考えるべきであろう。従って現状では、残されている遺稿集の板本のみを対象として、どの程度忠実に原稿が再現されているかを考えるより仕方がないということになる。

例えば、第五遺稿集『西鶴名残の友』（元禄十二年四月刊）の序に北条団水は、

洛陽を去て七年、浪花西鶴が草菴を守る雨の夜、跡は消せぬかたみの反古のうちより一書を探り得たり。諸国の雑譚、例の狂言をしるせり。みづから筆を染ぬれば、故人にあふこゝろばせして、函底に籠置、折ふしごとの寢覚の友とす。これを伝聞、書林某来て強て求めけるにまかせて、梓に行ふと也。（傍点引用者）

と書き、目録題の下に「自筆」と極めを付して出刊している。しかし、右の団水の言を全面的に信用し、西鶴が「みづから筆を染め」た「かたみの反古のうち」の「一書」が『名残の友』であったとしても、ただちにそれが現在の『名残の友』と同一のものであったと云うことはできない。なぜなら、もしその「一書」が板下用紙に書かれていたものとするれば、すでに新たに板下を作って出刊していると見られる遺稿集をそれまでに四点も出して

いる以上、それが、没後約六年もの間出版されなかったとは考えられないからである。従って、右の「一書」は、当然普通の用箋に書かれていたと考えられ、そこから板下を作るまでには、何らかの操作が行われていると見なければならぬであろう。その操作は、現存本の版面を見るかぎり、

版下の大部分は西鶴草稿の謄写による。ただし謄写が数名にわたるためか、それとも老筆で謄写し難い部分もあった為か、様々の版面を呈してゐる。また編輯の上で、書きひろげるなどの細工を加へた所も若干あるやうである。(天理図書館編『西鶴』解説)

という結論に落着くと思われるが、とすれば、それを厳密な意味で「自筆」とは称しがたいことになるであろう。さらに、島田勇雄氏「西鶴本のかなづかい(七)——西鶴名残の友について」(神戸大学「研究」・46号)のよりに、それを「臨模」と見れば、「謄写」の場合以上に、「自筆」から遠ざかっているという云い方もできるであろう。

また、『西鶴置土産』の場合も、出版書肆が書いたと思われる跋文に「ことには三の巻より四の巻にかゝりて自筆をよるこび、則取直さず出する者也」と記され、巻四の一章末に「三ノ巻よりは迄西鶴正筆也」と極めが付されてはいても、金井寅之助氏「『西鶴置土産』の版下」(ビブリア・28号)の云うように、その部分は西鶴の草稿を謄写して作られた板下によると見てよいであろう。これまた厳密な意味では「自筆」板下というより、島田氏もいうように「準自筆」とも称すべきものである。

しかし、以上の二例の場合、かりに「謄写」や「臨模」によって板下が作られていたとしても、その作品を西鶴のものとして認定することにはほとんど問題は生じないであろう。少くとも謄写の場合には、その板下作成者が、本文の改編や付加・削除などを意識的に行なうことはまずありえないと見てよい。また、臨模の場合は、その可能性もなしとしないが、常識的には、原稿に忠実なものとも見ても誤らないであろうし、仮に付加・削除等が少なからず行なわれていれば、その場合は「擬筆」という認定の方が適切ということになるであろう。

もちろん、右の二作品に関して、函水や書肆の序跋の言や「自筆」「正筆」という極めを営業政策のためのもの

のと見て、それを疑うという立場もありうる。その場合、謄写や臨模という現在の結論をも当然疑うことになるが、板面による書写者の認定など所詮不可能、板刻されたものによる筆跡鑑定など無効という見方もありうる(注1)から、謄写や臨模ではなく擬筆によるとする立場も、成り立たないとは云えない。とすれば、現存の板本の板面から論ずるかぎり水掛け論に終始することにもなりかねないのである。

一方、作品の内容や文体から、どの程度原稿に忠実かを認定する方法もありうることは云うまでもない。しかし、生前の作品においても、種々バラエティのある素材をとりあげ、意図的に内容によって文体を変えていると見られるのが西鶴の作品である。従って、一元的で決定的な尺度を設定し、その規準で認定を行なうのも、現状では不可能のようである(注2)。また、ごく一部の改編、付加、削除等があつても、おそらくその認定は、客観的なものとなるだけの根拠を十分には提示できないであろう。以下でもとりあげることになるが、西鶴らしさを認定する規準は、少くとも現在の段階では、確定的なものとしては存在してないと云わざるをえないようなのである。

従って、現状では、遺稿集をとりあげる時、たえずどこまでが西鶴かという問題が生まれ、遺稿集には何かうさんくさい感じが付きまとうことになる。そのため昨今では、後述のように板面はもとより柱刻にまで目配りして原型を推定しようとする研究も行なわれ、うさんくさを解消しようとする努力が払われている。しかし、いかに眼光紙背に徹するがごとくにして板面を見ても、所詮それは板下の成立までできりさかのぼりえず、結局は、西鶴の原稿の段階までは至りえないのではないか、という危惧を私は抱かざるをえない。板下の究明によって、原稿が編集されて一書となる過程は分かるかもしれないが、遺稿集の場合、それによって西鶴にかかわるどのような文学研究上の問題を提起できるのか、すこぶるおぼつかない研究状況にあるように思われて仕方がないのである。

しかし、右のような危惧を抱いてはいても、現在の私が、西鶴の原稿にたどりつくための方法を持っているわけではなく、そのうさんくさを解消するためのたてはではない。とすれば、どうすればいいのか。

確かに遺稿集の場合、どこまでが西鶴かには不安がある。仮に「自筆」「正筆」と極めが付されていても、それを売り込みのためと考えて疑えば疑えないことはない。しかし、今後その疑問を論証できるのか、またそこからどんな意味を引き出しうるのか、という点に関していえば、私は、すこぶる懐疑的とならざるをえないのである。

ところで、私はかつて、『西鶴織留』をめぐる二、三の問題」(拙著『西鶴研究論攷』第三部第五章)において、西鶴遺稿集への私の立場を表明したことがある。今、その立場を主張するための論拠をここで繰り返すことはしないが、その結論の主要部のみを記せば、

①西鶴の遺稿集は、編者の手で整理され出版されたが、その場合、本文は西鶴草稿に忠実に編集され、本文自体には、改変・補修・増補などが、少くとも意図的には行なわれていない。

②ただし、謄写・臨模・自筆の擬装(擬筆)等の過程で、草稿の誤写誤読等はあるから、いうまでもなく、「自筆」「正筆」と称されるものも西鶴の原稿そのものではありえない。(③④⑤は省略)

ということであり、現在もこの立場を変更する必要を感じてはいない。私自身、これが、いささか乱暴な結論であることは承知しており、この立場が、そう見るより仕方がないではないか、という一種の居直りであることも事実である。従って、とても究明できそうにないから、ひとまずそう考えて置こうというのは、余りに非学問的だという批判を受けることになるにちがいない。しかし、うさんくささを感じて手を付けずいたり、おそらくは文学研究にとって有効とは思われぬ板下の究明のみに終始するより、とりあえず一応の前提を置いて積極的に作品の内容を検討する方が、現在意味を持てるのではないかという立場も昨今の研究状況を見ると必要であるように思われてくる。もし、その前提が崩れる時があるとすれば、それはまたその時のことである。前記の二例が、厳密には、「自筆」「正筆」と云えないにしても、少くとも本文自体は忠実に再現されていると認め、その前提で種々の問題を考えてみた方がいいのではないか。^(註3)

ところで、本稿でとりあげる『萬の文反古』の場合は、前述のものに比し、現在のところ事情はやや複雑であ

る。その板下は、中村幸彦氏「『萬の文反古』の諸問題」(『西鶴—研究と資料』所載、昭和32年12月刊)以後、「擬筆」によって成るといふ認定がほぼ定着しており、板下の擬筆即偽作とはならぬとしても、うさんくさは十二分にある。また、後述のように作品外の資料からも西鶴作説に疑問を呈しうる材料がすでに提示されてもいる。さらに、『文反古』は、誤脱を小さな字で補う部分等は多くあっても、他の遺稿集のように一見未定稿の様相を示している部分がほとんどないようでもある。すなわち、編者によって補筆・削除等の改稿が行なわれ整備されている可能性、さらには、他作者や編者のものと思われる作品が若干編入されている可能性すらあると推定されているのが『文反古』なのである。

そこで以下では、はたして『文反古』は、どこまでが西鶴なのか、また西鶴であるとすれば、それはいつ頃書かれた作品なのか、それらの点を中心に、現在問題とされている諸点についての私見を提示してみることにした。次章ではまず、これまでの研究を整理しつつ、問題点をしぼって行くこととする。

一 西鶴作説と非西鶴作説と

題簽を「西鶴文反古世語文章」として西鶴作を称し、署名・印記を持つ西鶴自序があり、西鶴の筆とも見られる板下によつて出刊せられたのが『萬の文反古』である。当然のごとくに大正時代までは西鶴作を疑われることもなかった。他の西鶴遺稿集と異なり本書には北条団水の序がないが、以上の題簽・自序・板下の存在は、十分に西鶴作を証すると考えられていたのであろう。また、地味であるとは云え作品そのものが面白く秀逸な短篇を数篇持つこと、他の西鶴作品と類似した内容のものが多いこと、挿絵も西鶴本の特色を備えていること等も、西鶴作と見られる根拠となつて、疑念をまったく抱かれることのない状況が続いてきたわけである。

そのような中であつて、山口剛氏『西鶴名作集下』(日本名著全集・昭和4年10月刊)解説が、初めて西鶴作への疑問を提示することになる。その根拠は多岐にわたるが、

(1)『織留』『俗つれく』にくらべ、「かかる完備したものが生前出版されずに、死後三年にして出版され」た点、

また団水の極めや出版事情を述べる序のないことが不自然。『織留』と同板元より出刊されている以上、完備した本書が先に出版されていてよいはずである。

(四)「板下は西鶴らしくといふ点からいへばかなり巧みである。たゞ似せて、似せたあとを見せまい、真蹟の筆法より弱くしまいとした結果は、無理な力を籠めて、やゝ線が太く、やゝ丸みを欠いてゐるやうである。」

(五)生前の西鶴作品と類想のものが多く、「団水が必要上、師の文を擬作するとする、……師の旧著の中からあるものを抜いて、少しく前後首尾を削除しながら……一種の候文体の翻訳をすればよい。」「さし絵も西鶴の旧著中のものと構想の類似するのが多い。」

(六)未完の作の綴じ合せの感のある『俗つれく』出版の不成績から、団水は、「どうしても完備した形式でなければ、おぼつかないことを知ったのではなからうか。そのために団水が編次・補綴を行ない、一方では擬作の疑いを受けることを避けるために、序跋等を掲載しなかつた。」

(六)各章末に見られる評文は、「情趣を害してゐる。」「すべて団水が補筆したのであらう。」

(七)ただし、『文反古』のすべてが団水の筆とは思はれない。たしかに、西鶴のものも存在すると信ぜられる。しかし、両者の「峻別」は困難。(なお山口氏は、その「峻別」を行なうことなく筆を収めている)。

山口氏は、大略右のように『文反古』西鶴作への疑問を述べ、いささかならず概括的にその論拠を提示している。(やや詳細に山口氏説を紹介したのは、右の(イ)と(ウ)のうち、それがその後の究明によってほぼ結論のできるものと、今なお究明を必要とするものがあるからであるが、関連する部分については、後述する)。

しかし、山口氏流の筆法で「夢中に夢を説くの種類である」などとして提示された右の「推測」の評判は、個々の具体的な事例をあげずに論ぜられているためもあってか、あまり芳しいものではなかつたようである。

昭和二十年代後半以後三十年以上にわたって森統三氏が、『好色一代男』以外は西鶴作にあらずと主張し続けたことは周知だが、氏の『読書日記』(昭和56年2月刊。以下の部分は昭和九年当時「日本及日本人」に発表したものの再録)昭和九年二月十八日の条には、

午後輪講会。「萬の文反古」巻一。この書また西鶴の傑作の一に推すべし。一二の外的条件をもて、西鶴の作たることを疑ふが如きは、われ採ること能はず。

また、『同』昭和九年三月十八日の条には、

十八日日曜。輪講例会。「萬の文反古」巻二、女房を取換へ取換へて、つひに身代をつぶせしといふ男の手紙巻なり。文反古を他作ならんとする人、共に西鶴を語るに足らずとすべし。

などと、山口氏説への批判を行なっている。やや余談めくことを承知の上で、後年の森氏との対比が興味深く、氏の『読書日記』を引いたわけだが、この評などは、山口氏説が、その発表当時、いささかならず奇矯の説と受けとめられていたことを如実に示しているであろう。

その後、山口氏説をある程度認める型で片岡良一氏『萬の文反古』（岩波文庫）解説（昭和15年1月）が書かれているが、滝田貞治氏「西鶴遺稿集をめぐる諸問題」（西鶴研究・2、昭和17年12月）、暉峻康隆氏『日本の書翰体小説』（昭和18年8月、越後屋書房）同氏「西鶴著作考」（『西鶴評論と研究・下』昭和25年6月）などによって山口氏の疑問は一々に批判され解消され、いわば封じ込められることとなつてしまつたわけである。その批判や疑問解消への論拠についてここでは触れないが、野間光辰氏『西鶴年譜考證』（昭和27年3月、中央公論社刊）が云うように山口氏説は「そこに提示された理由のみを以てしては、単に奔放なる想像説といふより外に何とも評しやうがない」と評し去られるまでになつてしまつたのである。

しかし、昭和三十年一月の「文学」に板坂元氏『西鶴文反古』団水擬作説の「資料」が発表され、山口氏説は再び注目されることになる。すなわち、北条団水作『色道大鼓』（貞享四年十月刊）追加の一節と『文反古』巻三の一の一節とにほぼ同文の部分が一丁分近くあること（本稿第四章で再検討する）を指摘し、『文反古』全体を西鶴作とすることへの疑問を述べ、あわせて団水の補作等の可能性を示唆したのである。これは、作品内部からの推測（見方によればどちらとも云える場合の多い推測—山口氏説(ハ)）や出版状況の推測（山口氏説(ニ)）

等とは異なり、外部資料(団水作品の一節、しかも『文反古』より約八年前のもの)と『文反古』の一節との同文とも見える類似であるだけに、少くともその部分への疑問は十二分の説得力を持っていたと見てよい。そして、その一部分への疑問が承認されれば、それは当然『文反古』全体に対する疑問へと拡大して行くことになることは明らかだから、「奔放な想像説」と評された山口氏説は、この板坂氏の論によって、有力な味方を得たことになるわけである。

しかし、『文反古』巻三の一は、後述のように作中でも特異なものと思われる作品の一つであり、それへの団水擬作説が、ただちに『文反古』全体への疑問につながるという見方も、当然ながらありうる。また、板坂氏の疑問に対し、吉田幸一氏「色道大鼓と西鶴―併せて「西鶴文反古」の成立年代に及ぶ」(西鶴研究・8、昭和30年10月)は、両者を詳細に比較し、板坂氏指摘の部分は、西鶴が団水に与えたものかと推定し、さらに『文反古』の成立時期を貞享三、四年かと示唆して、『文反古』団水擬作説を否定する論を展開した。(その場合、山口氏説(四)は否定され、板下西鶴自筆説を信ずる立場を前提としている)。

その後をうけて中村幸彦氏『萬の文反古』の諸問題(『西鶴―研究と資料』所載、昭和32年12月刊、のち『近世作家研究』『中村幸彦著述集・第六巻』所収)は、まず、山口氏が(四)で提起した板下擬筆説を書誌的な側面から詳細に検討し、『文反古』の板下を擬筆と認定し、そのようなことが行なわれる状況や可能性をも精細に論じた。(その後、島田勇雄氏「西鶴本のかなづかい(六)―「萬の文反古」について」(神戸大学「研究」・45号、昭和45年3月)が、かなづかいの問題を中心に板下をとりあげ、若干ニュアンスの違いはあるものの、板下擬筆説を補強している。)一見直観的印象を記しただけのように見えた山口氏説(四)の部分は、中村・島田両氏による十二分の検討の結果、十分に説得力を持つものとして復活して来たのである。そして、それ以後現在まで、両氏の説への批判はなく、もはや通説となつていっているがごとくであり、私もまたそれを承認する立場をとっている。(もつとも、前述のごとく、板面による書写者の認定など所詮不可能、板刻されたものによる筆跡鑑定など無効、という見方もないわけではないが、今のところその立場から板下擬筆説を批判する論は公にせられていない)。従

つて本稿も板下擬筆説を前提とするが、中村氏以後の諸論（一部後述）も同様であり、現在では、吉田幸一氏以前の場合のように、板下を西鶴作説の根拠とすることができなくなつてしまつたわけである。

かくて、板下が擬筆となれば、当然その作品自体にも疑いがからざるを得ない。しかも、その一部は、板坂氏の示されたものにより困水擬作の嫌疑がすでに濃厚である。どこまでが西鶴かという問題は、（山口氏は）のよう云うのみでそれを取りあげることを避けてしまつたが、当然とりあげられねばならない。

中村氏は、擬筆即「文反古」全体が偽作とは考えない。その点では山口氏と同じだが、氏は、山口氏が避けた「峻別」を二つの規準を立てて行なうことを試みる。

その規準の一是、「文反古」十七章の各編が他の西鶴作品と「如何に相似しているか」であり、その規準から氏は各章ごとにその標目をかかげる。しかし、同じ規準が山口氏説の場合に擬作説の根拠として用いられてきたように、これは、もし擬作するとすればもつともとり入れやすいやり方とも見られるから、西鶴作説の根拠として十全な規準となりえないことは明らかである。中村氏もその点は十分に考慮し、「誠に自己のものである考へのにじみ出て来た重出」、「なかなか別人の容易になし得るところではない」ものを見分ける必要を云われるが、果してそれが客観的に説得力をもつ形でなしうるのかどうか。中村氏は、標目にかかげたものの若干を検討するにとどめているが、その過程を見ても、見方によれば逆の認定も可能といつたものもなしとしないようなのである。結局この規準は、真作・擬作の認定に用いる規準としては十分に機能しえないのではなからうか。

その規準の二は、「往来物風に、何々づくし、何々揃とも称すべきものを含んだ章」の有無である。そして、氏は、全十七章中十二章にその存在を見る。当然のことながら、その「揃」「づくし」の認定には異見もあつたと思うが、それは別として、今問題となるのは、この規準が、真作・擬作の「峻別」の規準として有効か否かである。まず、「文反古」が「往来物」を意識し、その「何々づくし」の趣向をとり入れたと考えることは可能であるが、西鶴はそう考え、擬作者は考えなかつたという根拠は、氏自身云われるごとく「（西鶴は）書簡体小説では、ぜひこれを試みたかつた想像する」といった程度である。また、「づくし」「揃」は、他の西鶴作品

でも多用されているが、それらは、「往來物」からというより語り系統の文芸の手法からの翻案的^(注7)流用とも見られようし、西鶴が用いたその手法自体を擬作者が模したといった見方も可能であろう。いずれにしても、真作・擬作を認定する規準として十全ならざるものであることは明らかである。

しかし、中村氏は、以上の二規準を中心に一応の認定を行ない、山口氏説^(注8)の評文団水作説については、「西鶴作は西鶴がつけ、団水等の作と思われる章のは、彼等が附したものと解する外の考えを今は持たない」と云われている。

以上、中村氏の説に若干の疑問を呈しつつ触れて来たが、板下擬筆の点は問題がないにしても、真作・擬作の認定については必ずしも承認しがたいことになる。また、どこまでが西鶴かを考えるためには、右の二規準の外に文体（用字や仮名づかいを含む）の検討も可能かと思われるが、候文体を用い他作品とは異質の文体を採用する『文反古』の場合、とりわけ一定の規準を設けて認定することは困難であろう。また一定の客観的規準（そのようなことができるかどうか自体が問題だが）がありえたとしても、それも擬作者によって模倣されたものと云われてしまえば、それまでである。結局、板下「擬筆」説が承認されても、山口氏の提示した問題は十分に解決するに至らなかったのである。

その後を受けて私は、「『萬の文反古』の二系列―二つの草稿の存在とその成立時期について―」（国文学研究・昭和39年2月）及びその補論の意味を持つ『『萬の文反古』における書簡体の意味』（国文学研究・39、昭和44年3月）を書き、板下「擬筆」説を前提として、山口氏以後提示されて来た『文反古』の諸問題についての解明を試みた。その論点は多岐にわたっているが、本稿に関連する問題についての結論を要約すれば以下のごとくである。

①板下は擬筆と思われるが、そこには句点のある章（巻一の二、巻三の一～三、巻四の一～三、巻五の二の八章、以下A系列と称する）と、句点のない章（巻一の一、三、四、巻二の一～三、巻五の一、三、四の九章、以

下B系列と称する)との二系列がある。

② A系列の評文は「此文を考見るに……」で始まり、一方B系列の評文は「此文の子細を考見るに……」で始まる。そこに例外はない。

③ 各章表題上の□—などの□の大きさが、A系列の章はB系列の章の約一倍半の大きさを持っている。(ただしこの点は、前記二論文では触れていない)

以上、①③は、板下の上で二系列があることを証し、さらに、句点の有無、評文の書き出しなどの細かい点に相違があることは、板下作成時に用いた草稿に二系列があったことを推測させる。

④ A系列の諸章は、候文体を半丁以上にわたって崩している部分を持つのに対し、B系列の諸章にはそのような現象がない。そのことは、A・B両系列を書く上で、書簡体(候文体)を生かそうとする意識に相異があることを推定させる。

⑤ A系列は、説話的・奇談的な章が多く、貞享三、四年時の西鶴作品の素材と類似しているのに対し、B系列は、いわゆる町人物的素材のものが六章をしめ一つのまとまりを示している。(ただし例外が三章あるが、それらは「萬の文反古」故のバラエティを考えて書かれたものか)。

⑥ A・B各系列で、類似した趣向を各一ヶ所ずつ用いている例が三ヶ所に及ぶ。これは、同一作品中に編入するものとして同一時期に書かれていれば起こりえないことであろう。

右の①⑥は、二種類の草稿の存在や両者の草稿執筆時期の違いを推定させる。

⑦①③より見て、本文の作者即評文の作者と考えられる。また、二系列の板下は、評文の書き出しの相異や句点の有無等から見て、草稿を細部まで生かそうとして作成されたと推定される。(また、その草稿は、板下(註)に小字による補入、時に誤記や中途半端な字体等があることから見て、余り整然としたものではなかったと想像される)。

⑧さらに、二系列の内容、創作意識や方法、西鶴の執筆動機、作品の内部徴証等を問題にすることにより、A系

列の草稿は貞享三、四年時の執筆、B系列の草稿は元禄二、四年の執筆と推定できる。かく考えることにより、『文反古』をめぐる多くの不審は解決できるから、A・B両系列をそれぞれの時期の西鶴作品として位置付けて問題にすればよく、団水の擬作等を考える必要はない。

以上、拙論の論旨を結論のみ記したが、実は、推定のみ多いこの論によって、山口氏の疑問が、すべて解決せられていくわけではない。板下が擬筆であり草稿が整備されたものでなかったとすれば、前出(イ)は問題とならないが、(ハ)以下には、どうしても問題が残るであろう。すなわち、A・Bともに西鶴と云うための論拠を執筆時期の差のみに帰することに問題はないか、AまたはBのどちらかが非西鶴、またはともに非西鶴といった認定は不可能なのかどうか、といった反論は当然予想されるのである。いわば、A・Bの草稿が西鶴という保証は、正直のところないのである。もちろん、その内容の西鶴らしさは、従来云われているように^(注10)いくらでも論ずることはできる。しかし、それによって(ハ)(ニ)の疑問を完全に解消するのは難しい。水掛け論になりかねないのである。また、右の論は、板下に二系列のあることを証しはしても、板下が草稿に忠実という論拠は、評文の書き出しや句点の有無といった細部が生かされているということのみだから、それに対しても板下作成の段階で生じた相異にすぎぬといった反論もありえよう。もしその立場に立てば、山口氏の(ハ)も解決できないことになるのである。

従って、以上の拙論によって確実となるのは、板下に二つの系列があること、草稿に二種類のまともなものがあつたらしいこと、草稿を板下は忠実にとり入れようとしたらしいこと、といった点までであり、草稿のどこまでが西鶴かといった問題の答は出されていないことになるのである。また、成立時期によるA・B両系列の差異の問題の解決は、西鶴作を前提にしなければ無意味であり、一方内部徴証による議論は水掛け論に終る可能性があるから、草稿の作者の認定は、以上の論によるのみでは不可能といわざるをえない。

とすれば、この後は確信の問題となり、外部資料等からどう考えるかという問題とならざるをえない。西鶴らしさをいかに強調しても、それが模倣された可能性を云々されてしまえば、現状では如何ともしがたいから、主として状況証拠をもとに奮勇をふるって西鶴作を確信するしかないのである。

すなわち、一つは、団水を始めとする当時の作者に『文反古』のような作品を書けるかどうか、という論点から、団水らの作と比較することによって解決を試みることであるが、これはおそらくすこぶる容易である。もちろんその場合の評価の客観性には問題なしとしないが、従来擬作を考える論者が山口氏説(イ)の立場を踏襲していることから明らかのように、その大部分は西鶴でなければおそらく書けまいと考えられているのであり、十分な説得力を持つて(注II)であろう。たとえ水掛論になるとしても、模倣しても模倣しきれない部分の指摘は、すでに行なわれてもいるように(注II)少なからずできるはずである。二は、他の遺稿集の出刊が、草稿を忠実に生かす形で、未定稿の色彩を十分に留めて行なわれていることである。その点についてはかつて前出拙稿『西鶴織留』をめぐる二、三の問題」でも触れたが、右の事実は、もし意図的に未定稿らしさを出したという論証が不可能である以上、草稿を忠実に出刊しようとしていることを証するはずである。『文反古』のみが例外である可能性は少いであろう。三は、西鶴の遺稿集の中に団水が自らの作品を編入する必然性のないことである。団水は、元禄九年時に三十四歳、すでに多くの小説や俳書を出刊している新進の作家である。師の作中に自らの作を編入せずとも、自らの作品は自らのものとして出刊することのできる力量を十分に備えていたのである。

以上のような三点、及び水掛論とは云え西鶴らしさを十分に備えたのが『文反古』であること(注II)から、私は『文反古』A・B両系列の草稿をともに西鶴作と確信せざるをえないのである。

研究史の整理をやや逸脱した形で、山口氏説(イ)(ロ)への私見を述べてしまったが、前記の拙論以後も、『文反古』への議論は続いて来ている。その若干をとりあげながら、右の確信との関連において生ずる問題のいくつかを見定めておくことにしたい。

信多純一氏『萬の文反古』切継考(野間光辰氏編『西鶴論叢』、昭和50年9月)は、詳細な現板本への書誌的な追求により、『文反古』の板本はもと四巻本であり、四巻本の板下が切継がれて五巻となったと考証する。そして、原四巻本の巻一、二が拙論のB系列、巻三、四がA系列に相当する、と結論された。(ただし、A・Bの

成立順は私見と逆との示唆があるが、氏の論拠の詳細はまだ発表されていない。拙論にとっては、すこぶる有力な味方が登場したわけだが、この論に対しても拙論に対するのと同じ批判が生まれうる。すなわち、岡本勝氏『萬の文反古』の成立」(『松村博司先生喜寿記念国語国文学論集』昭和61年11月、右文書院刊)が云うように、

谷脇氏が句読点の有無や評文の書き出しをもとに、『文反古』をA・B二系列に分類し得るとした論や、板本の書誌的調査をもとに、それを追認した信多氏の論は、板本『文反古』に関する成立論、あるいは編集過程論ではあっても、四巻本『文反古』の成立論とは別な次元のものである可能性が濃い。

という批判となるわけである。云い変えれば、拙論や信多氏の論だけでは、西鶴の草稿が忠実にとり入れられているという推定は証拠不十分ということになるのであろう。前述のごとく、まさにそれはその通りであるが、もし句点の有無や評文の書き出しのような小さな部分が、(むしろどちらでもいいことであるために)草稿に忠実にとり入れられていると考えられるとすれば、必ずしも板本に関する成立論とはならないであろう。しかし、それらは、小さな部分なるが故に、逆の立場をとれば、板下の段階でのものとも見うるから、ここでも水掛け論は続くことになる。またしても、確信の問題となりそうなのである。

一方、信多氏以後、松谷昭彦氏『萬の文反古』の成立」(『井原西鶴研究』第二部第六章、昭和54年11月、ただし、本論は『芸文研究』27号(昭和44年3月)の同名論文が増補改稿されたもの)による柱刻、挿絵、出版書肆にまで目配りした論、高橋柳二氏『萬の文反古』の成立経緯について——柱刻の問題を中心に」(『近世文芸』30、昭和54年3月)等による、柱刻に注目するところから生まれる草稿四種説、岡本勝氏『萬の文反古』の成立」(前出)による、柱刻を詳細に問題にした上での出版過程論などが発表されている。しかし、それらも又、板本『文反古』の成立は問題にされていても、西鶴の『文反古』に至りうる部分は少く、どこまでが西鶴かを明らかにしているようではない。現在この方面からの追求は行きつく所まで行きついたかのごとくだが、ここから出版の経緯状況等は種々問題ににしても、西鶴の『文反古』がどこまでかは明らかにならないのではないかという根本的

な疑問を私はいだかざるを得ない。

また、岡本勝氏は『万の文反古』（近世文芸資料類従 昭和49年11月）解題等で、次章でとりあげる巻五の三の擬作説を提示し、松谷氏前出論文がそれに賛成し、岡本氏はさらに『万の文反古』（昭和58年3月、勉誠社刊）解説でそれを補強しようとしている。これは、外部資料による『文反古』擬作説の提示であり、前出板坂氏説とともに、『文反古』西鶴作への確信をゆるがすに足るものだが、それらの当否については次章以下で触れることにしたい。

さらに、拙論の草稿成立時期への仮説についても、すでに信多氏が示唆的に述べ、岩田秀行氏『万の文反古』二章臆断』（近世文芸研究と評論・14、昭和53年6月）等の批判も生まれている。それらについての私見も第五章以下で論じてみることにしたい。

以上、私見を大幅に加えつつ、やや長すぎる研究史の記述を行なって来たが、前述のように現状では、草稿A・Bの二系列がはたして西鶴のものであるか否かは、厳密に云えば確信の段階を出ない。AまたはB、あるいはABともに非西鶴と見ること、その気になれば、不可能ではないのである。とりわけ現在では、B系列の一章である巻五の三、A系列の一章である巻三の一に、外部資料を根拠とする疑惑が抱かれている。そして、もしこの二章への疑惑が正しいとすれば、当然A・Bそれぞれの他の章についても疑惑が持たれることになるであろう。本稿ではまず、その二章への疑惑が正当か否かを検証し、さらには、そこから生じる問題についても若干の私見を記してみることにしたい。

三 巻五の三「御恨みを伝へまいらせ候」をめぐる

板下の擬筆を考証した後中村氏は、前述の二規準によって各章の西鶴作の可能性を論ぜられたわけだが、その時、規準の一を満しているが故に「西鶴作の可能性のあるもの」と認定されたのが巻五の三「御恨みを伝へまい

らせ候」であつた。と同時に、現在これには後述のような疑惑が呈せられている。しかし、果してこの章は西鶴作を疑われるようなものなのかどうか。まず、その内容紹介をも兼ねて、作者の読者に対する十二分の配慮に注目しつづ、この作品を読み進めていってみよう。

『文反古』の十七章を読む場合常にそうなるのだが、読者は、見出しの付けられた一通の書簡を提示されることになる。本章の場合、「御恨みを伝へまいらせ候」という何やら物すさまじい見出しであり、恨みを伝える手紙であることは分かるものの、外の予備知識は与えられていない。(金三) 一体どんな恨み言を云うのか、どんな状況の下で誰が誰にそれを云うのか、書き手と受け取り手との間にどのような葛藤があるのか、それらについてはいさゝ説明抜きである。しかし、読者がこの見出しに興味をかきたてられることは確実であろう。説明抜きで、何か分からぬが意味ありそうな表題の提示、それがまず読者に読む意欲を起ささせるにちがいない。と同時に、読者は今、書簡の中で与えられる手がかりをたよりに、自らの理解力と想像力とを十二分に機能させて、この書簡を読み解いて行かねばならない。逆に作者は、一通の手紙の本文のみによって、字面の背後にある書き手と受け取り手の状況、これまでの経過と現在の葛藤、それぞれの人物像、等を読者に思い描かせるように書いて行かねばならないのである。

今更なげき申す事にはあらず候へども、あまりなる御仕方、むごいとも、つらいとも、恨みありとも、御無理とも、わけては申しがたく、とかく涙に筆はそめしが、手もふるひ、文さへ書かれぬに候。もつとも勤めは皆偽りの身にさだめ置きてから、それもことによるべし。近うとつて命をすつるより外はなく候。神ぞ神ぞ死にかねぬ女に候。

当時の手紙に常套的な挨拶の文句抜きで、この一通の手紙は直接相手に語りかける。この遊女勤めとおぼしき女は、相手の仕打ちに対し、「むごいとも、つらいとも、恨みありとも、御無理とも、わけては申しがた」い混乱の中で、「涙に筆」を染め、手をふるわせながらこれを書いているのだ、という。そして、「皆偽りの身」と云

われる遊女ではあつても、今度ばかりは「死にかねぬ」状況にあると訴えかける。この女と男の間には一体何があつたのか、まだいっさい明らかにされてはいないが、ここには、切迫した女の心情と緊迫した状況とが浮かび上つて来る。「命をすつるより外はな」という追いつめられた状況の下で、女は男に何を云いたいのか。この凄絶な感さえある冒頭部を読んだ読者は、女と男の間にある危機的な状況に思いをはせつつ、女が何を訴えかけようとするのかに注目せざるをえないであろう。読者を作中に惹き込む見事な導入部と評するに足る書き出しである。

が、女は、話を一転し、男との馴れ初めの時のことを語り始める。男と女との間に何が起つたのかを知りたい読者には意外な感じだが、作者は、ここで手紙の書き手(女)と受け取り手(男)との関係をまず知らせ、以下の話の展開を読者に納得させようとするがごとくである。文体も又、これまでの急迫した文体とは異なり、緩やかな調子となつて、出会いから現在までの回想が続いて行く。

男とは「はじめより常とは格別の会いやう」であり、外の遊女とは夢にも会わぬと誓う男に、「それは御氣づまりにて、かつうは御慰みにならず、われ事はお飽きあそばすまでかはゆがりてお訪ねあらば……」といつて、馴染み始めたのだという。女にのぼせ上ろうとする男に粹な遊びをすすめ、「なじみの男とて外にない」自分と「末をたのみに」付き会うように云つたではないか、と相手の男に往事を思い起こさせようとする。そして、男が初めての深い馴染み客として自分につくしてくれた事を謝し、「人も名をしる程になりまらせ、すぎし年よりは隙日なくつとめ申し候も、まだしき時に方様の御心づかひゆゑと、それはく徒あたに存ぞぬに候」という。これまで二人の関係が具体化されるわけだが、読者は、ここまで読み進めて来て、女が「命をすつるより外にない」状況の中で、かつての男の情を思い、現在とのへだた리를思つて嘆いていることを知り、この女と男との間に何が起つたのかと、いっそう興味をかきたてられることになるであろう。かくて、女の手紙は話の核心へと入つて行く。

「今の身はやるにつけて、同じ男に馴染みを重ねしを憎まれはいたさぬに候。しかし、方様に思ひかゆるな

ど、いかにあさましき身にても、さのみ御恩忘れぬに候」と女は云う。女は「はやるにつけて」男から疑いを持たれたのだからか。この女の弁解は、何故なのか。男は女に何を云い、何をとがめ立てして来ているのか。読者の気を惹く右の前置きのと、女の弁明は、やや具体的になる。

女に断りなく、その定紋をつけて見せびらかした野暮な客がいたことをとがめた男に対し、まず女は、「この方からとのへてつかはし候物にはあらず、気の毒ながらここは御了簡あそばし、御許しなくては我が身立ちがたく候」と、おだやかに云訳をする。さらに、田舎客である「筑後の衆に膝枕させて鼻の上なるにきびをほり候を」男が咎めたことに對して、一応「もつとも」という。女は一見下手にでているようだが、ここで話は、突如脇道に入る。

女は、そのことを告げ口した遊女が誰なのかを知っている、そしてその遊女は、客と「口舌」してとんだ恥をかかされたことがあり、それには多勢の証人もいる、という。が、自分はそんなことを人に云ったりはしない。何故なら、「勤めの身にはうれしきはすくなく、悲しき事かぎりなく」あるものだから、と述懐する。そして女は、ここからただちに攻勢に転ずる。一見脇道に見えた、告げ口した遊女についての話と遊女の身の上についての述懐とは、実は、攻勢に転ずるための伏線だったのである。これは、緩急自在な咄の調子が縦横に生かされてた作品らしい構成と展開の仕方であり、読者は自らその話の流れに乗っていかざるを得なくなるだろう。女は云う。

告げ口した遊女とあなた(男)とが、今月九日に京屋で会っていたことを自分は知っている。しかも、その時の一座には、男と「をかしき」仲にある遊女もいたはずだが、自分との仲を隠して遊んでいるだけなら、自分とはとがめ立てはしない。が、「又もや恋にあそばし候は勤忍ならず候」と、女は男に憤り、男の不実にくらべればどうということもない。「田舎人に膝枕させました事を御吟味づよきは、方様には少し愚かに存じ候」と逆襲する。「口添酒」程度のことにうれしがり、金のかかる菊の節句の紋日を勤めてくれ、さらには、正月買いまでも約束し、「銀遣ふ事に念を入れらるる、この律義な」田舎客に、その程度のことをして何故悪いのか、と女は云

う。「胸に手を入れ、額撫でてよるこぼ」すことなどは、遊女の初歩的な手管ではないか。そんな事は十分に知っているはずのあなた（男）が、どうしてつまらぬ難癖をつけて自分から離れようとするのか。女の憤りは、具体例をあげつつ徐々につのって行くごとくだが、作者は右の記述を行ないつつ、遊里や遊女のありよう、恋の手管や痴話喧嘩の具体相を読者に印象付けようとしていると見ていいであろう。第三者としての叙述ではなく、遊女の立場からの遊びの実状の指摘という形なるが故にこの部分は、恋の諸分（手管）をいっそう興味深く描く方法として生きているのである。

かくて、女は、自分が男にこれまでどれだけの誠意をつくしたかを思い起こさせようとする。

そも／＼誓紙ばかり十三枚御取りあそばし候後、鬚目の不自由なる髪を御切らせなされ候。その上に左の手の腕ひぢに、方様の年の数二十七までの入れぼくろ、右太股またもに煙管焼、爪をはなさせ、小指を切らせ、血染の袷あはせ紗物、方様の一日に千べんづつの夏書、年中の日帳、昼夜に十二の一時文、女郎のする程の事は残らず方様へつとめ申し候に：

と、女は、男につくして行なつた凄絶ともいふべき「心中立て」を具体的に書きつらねる。中村氏のいわゆる「づくし」「揃」の手法がここで用いられているわけだが、遊里で行なわれる「心中立て」のほとんどすべてを網羅する形で書きつらねることで、作者は、女の男への誠意を立証すると同時に、遊里の実状の一面を読者に興味深く印象づけようとしているのである。遊女評判記の諸分秘伝の解説とは異なつた位相の下に遊里の習俗である心中立てが作品の中に見事に生かされて導入されていると云つてよいであろう。

このような描写の後、女は、これほどまでしたのに「今又その御仕方、いかにしても世上が立ち申さず候」と男をなじる。「わが身を只今までい／＼に刻まれ、その男にあはぬ事はならず候。今より後、たとへばいかなる身におなりなされ、人は見すて申し候とも、われらは一日も御目にかからずば、この身を立て申さず候」と男にせまうて行く。もはや愛とか恋とかではなく、この男を逃がすわけにはいかぬ、逃げられては遊女としての面目が立たない、という状況に女が追い込まれていることが、ここで明らかにされるわけである。読者は、今この

終末部に至って初めて女の怒りと苦しみの原因を知る。これまた巧みな構成と云うべきであろう。かくて女は、男に最後通牒をつきつける。

女には似合ひたる剃刀御座候。この御返事次第に、覚悟仕り候。方様には構ひなく候。ただ一人行く夢路の旅、脇道のない所にて、いつまでなりとも相待ち申し候。

死を覚悟して、女は、男の返事を待ち、さらに、あの世への道で、「脇道のない所」でいつまでも待つていとまでいう。遊女としての意地を通し面目を重んじて死ぬという女の立場は、これまでの展開によって十分説得的であり、読者は女に共感せざるを得ないであろう。が、遊びに慣れた読者は、これをも逃げようとする男を引きとめようとする、はやらぬ遊女の脅しのテクニクと読むかもしれない。作者は、ここで駄目を押す。

もし今が、はやらぬ時であれば、客に逃げられたための自害という悪い噂も立つかもしれない。が、全盛の「この時節に相果て申すは、女郎の運のつきぬ所と、神々を拝み申」している程である、と女に云わせる。遊女には珍らしい意地を貫き面目を保つための死であることが、ここで強調されるわけである。

かくして、明日昼前までに返事をくれなければ、こちらから人をやるといい、次のようにこの手紙を結ぶ。

今や、などかかかる書簡進じ申すべき事、思はぬ外の涙に候。心のさわがしきままにあら／＼申し入れ候。もはや人の見候も恥ならず、いつものやうに封じ目に印判はおさぬに候。

七月二十一日

白雲

名所屋 七二サマ

もはや死を覚悟した以上、恥も外聞もないと、女は男にせまうて行く。今の自分のすべてをさらけだしても男を逃がす訳にはいかない、という女の覚悟の程が示されて、このまさに凄絶な、物すさまじい書簡は終る。

さて、この手紙を受けとった男はどうするか。女はこの後どうなるのか。それらは、読者の想像にゆだねられる。ともあれこの強烈な印象を残す作品（手紙）は、これだけで完結しているのである。読者の想像力を十分に刺激するのみで投げだす一通一編という『文反古』の手法は、この場合、十二分に効果を發揮していると云える

である。

さらにこの後作者は、この凄絶な、いかにも重苦しい世界をつき離し、読者に慰み草として楽しむための余裕を与えるべく、次のような評文を付加する。

△この文の子細を考見るに、分里の口舌の文はしれた事、しれぬは太夫に白雲といふ替名は誰が事ぞ。これをひそかにおもふに、はやらぬ時によき男にのかれては、命も捨つる物なり。時めく身となり、意気地にて死ぬべしとは、いかにしても勤め女にはやさしき。我も人も無分別に女郎を手に入れ、身に疵を付けさし、かならず退きさまに塚のあかぬ物にしなしける。これ皆上^{うへ}気の沙汰なり。とても人にも勤めける身なれば、つよう吟味だていらぬ物なり。七二とは、いかなる九兵衛か九右衛門か、本^{ほん}の名がしれずしてせめてもなり。

これは、『文反古』の評文中もつとも長文のものであるが、手紙の書き手に同情する立場を示しつつも、その世界を相対化し、「我も人も」と自らを省み、受け取り手の男をからかいつつ読者にモデルへの興味をかきたてさせる評文である。一通の書簡によって作り上げられた凄絶な重苦しい世界がこれによってつき離されるわけだが、読者は、この軽い調子の評文によって本文の世界を相対化し、微笑しながら男と女のありようの一面を興味深く認識することになるであろう。この作品の場合、本文が急迫した状況を生かした緊迫感を持つが故に、作者は、他の作品に比べて長文の評を加えることで、読者に余裕を取り戻させようとしているかのようである。従って、その意味でこの評文は、「情趣を害^(注14)」う無用の付加ではなく、読者が作品を楽しむうえで有効に機能しているのである。一つの世界にのめり込むのではなく、それをつき離して相対化しつつ、人の世と人の心のありようを幅広く認識して楽しむ、それが西鶴の世界のあり方である以上、この評文もまた、そのような西鶴の世界を具現するための西鶴らしい、一手段と見るべきであろう。

以上、いささかならず詳細に、私見を加えつつ巻五の三を紹介して来たが、冗慢のそしりを恐れずあえてそれを行なったのは、この作品の優秀さを具体的に示そうとしたためである。前述のように、その作品としての優秀

さをいくら声高に主張しても、疑惑を持つ立場から見れば、十分の説得力を持ってないかもしれないのだが、右のような紹介をした理由の一つは、それが、一般の読者を意識しながら書かれているものであるということを理解していただきたかったからでもある。

もちろん、これが西鶴作なることを証するためには、他の好色物作品との素材や方法の類似、視点の近似等を中心に比較し、その作品としての秀逸さを示すという方法もあり、それは、どの程度説得力を持つかを別として、十分に可能であると思う。また、団水らに書けるかという視点からの論証も可能である。しかし、それが現状では水掛論になるとすれば、今、その点をここで繰り返しても仕方がないようにも思われる。それ故に、以上では、作られた手紙、すなわち作品であることを、少なからず強調して来たのである。

というのも、実は、現在、巻五の三に掛けられている疑惑は、それが、實在の遊女の手紙をとり込んだものではないか、という一点に集中しているからである。果して右のような作品が、一遊女によって書かれうるのか、また、もし一遊女によってこれが書かれたとすれば隠れた大作家が遊女の中に居たことになるが、そんなことがありうるのだろうか、といった疑問が当然生まれるが、それはそれとして、まず右の所説を検討してみることにした。

岡本勝氏は、『萬の文反古』（近世文学資料類従西鶴編18 昭和49年11月刊）の解題において、国会図書館本『萬の文反古』にある幕末の戯作者柳下亭種員の以下の書入れを次のように紹介する。

以下ノ文ハ、浪花新町の太夫高間といへるより其客九郎右衛門といへるへ送りしものにて、此後、高間自殺の節の書置、予別々其文を所蔵せり 種員

此文ヲ以テ考ルニ、猶外ニモ巻中ニ其頃ノ事実ヲ文ノ文々綴しモノ有ト思ハル々ナリ（以下略）

（右の岡本氏の引用中、「以下ノ文ハ」は「以下の文ハ」、「予別々」は「予別ニ」、「文々」は「文ニ」と改めるべきかと思う。なお、氏が略された部分には、「又云、高間が自書は天和三年十月十三日ならんとおほかたに証あ

(注15)り」とある。ただし「云」は推量による訓み)。

そして岡本氏は、右の書入れから以下のような推論を行なっている。

種員の所持したという手紙を、今は知る術もないが、考証家種彦を師とした種員の言であるから、そう的はずれのものでもあるまい。もし、こうした実在の手紙を使った章があるとすれば、西鶴のやったことは考えられない。上梓までの時間に余裕がなく(板下の乱れの多さは、時間的余裕のなさを物語っているようである)、未完成原稿『文反古』の埋草に、編者団水が、窮余の一策として、実在の手紙をあまり手も加えず、取り入れたのではなかったか。

大変興味深い仮説だが、「種員の所持した手紙」が出てこない以上、何とも確証に乏しいと云わざるをえない。又、右の書入れに記される種員蔵の其文は、「此後」の「高間自殺の節の書置」を指すとも(後述のように別解も可能)見られるから、「以下の文ハ：送りしものにて」は、種員の推定にすぎないとも云えよう。

と同時に、岡本氏の右の推定を見た時、ただちに思い起こしたのが、三村清三郎氏『本の話』(昭和5年10月刊)の一節であった。氏は、「柳亭種彦識語」と題して、以下のように記していたのである。

たかまの文 世にこれを高間かひとて心中といふ延宝の頃とおほえしが今忘れたり追て考証を見出て、記すへし西鶴か作の文反古三(五の誤り―引用者注)の巻に高間の名を隠して白雲としていれたるは是なれと文章は鶴か作にて是とは異なりた、その趣を加へたるのみなり、此写本文化のはしめ上野の星店長四郎か棚にて得たり(中略)以上柳亭種彦高間の文の巻端に記す所、種彦の曾孫、今浜松に住まはる、高屋猛氏の所蔵なり。(傍点引用者)

右に見られるように、種員の師種彦は、「たかまの文」の識語に、「文章は鶴か作にて是とは異なりた、その趣を加へたるのみなり」と記している以上、「たかまの文」に「あまり手も加えず取り入れた」ものが『文反古』巻五の三であるはずがないのである。(なお、このことはかつて岡本氏に知らせ、また岩田秀行氏が前出『万の文反古』二章臆断)執筆の際にそのことを報じた。岩田氏は、この「たかまの文」の存在を追求され、鈴木重三

氏の教示を得られたが、高屋猛氏所蔵のものは戦災にかかったようで、現在その行方は不明であるという。

しかるにその後、松谷昭彦氏「『萬の文反古』の成立」(前出)が、岡本氏の所説をうけ、別の側面からの考証を加えて「種員の朱の書入れはほぼ信じてよい」とされた。そこで私は、岡氏『井原西鶴研究』の書評(国語と国文学、昭和55年6月号)の際、その点に触れ、

巻五の三の場合、岡本氏紹介の国会図書館蔵本の種員識語に触れるが、それが、種彦よりの不正確な聞書であるかもしれない、巻五の三が高間の書置とは全く異なるものであることは、三村清三郎氏『本の話』の一項によって明らかである。

と記した。書評の一節のため十分に意を尽していないが、私は、三村氏の記したものから判断し、種員は、種彦の識語を読むかその話を聞くかして、巻五の三を高間の話といっているのみで、「たかまの文」即『文反古』巻五の三といっているわけではないこと、巻五の三は種彦が記すごとく「文章は鶴が作にて是とは異なり」と見るべきであることを強調したわけである。

ところが岡本氏は、『萬の文反古』(昭和58年3月、勉誠社刊)解説で、右の拙評を引用して論難しつつ、ふたたび前記の所説をくり返している。

これは谷脇氏が種員の書入を読み落としておられるのではあるまいか。種員の書入は、「巻五の三の手紙は、浪花新町の太夫高間から、その客九郎右衛門へ送ったもので、その後、高間が自殺した折の書置が別にあり、私(種員)がその二通を所蔵している」といっているのである。種員が自ら所蔵しているというのであるから、谷脇氏のいうごとく「種彦よりの不正確な聞書」などではない。また、巻五の三は、三村氏の『本の話』にある高間の書によったというのでもない。種員は書置をも所有しているというが、巻五の三は、その書置の前に書かれた高間の文によつて、といっているのである。私は、国会本の種員書入が信ずるに足るものであることを、再説しておきたいと思う。

しかし、果たしてそうだろうか。まず、問題なのは、氏の種員書入れの訓みである。氏は、「予別々其文を所

蔵」と訓むが、これは「別二」と訓むべきであり、「二」を「々」と訓み違えたものと思う。「二通を所蔵」の解釈は成り立たないであろう。やや文意のとりにくい書入れたが、しいて云えば、「巻五の三の手紙は、浪花新町の太夫高間という者から、その客九郎右衛門という者へ送ったもので、この後（書いた）高間自殺の時の書置（があるが）、私は、別にその手紙を持っている」の意ということにならうか。従って、「別に」持っている手紙が、「自殺の節の書置」か否か明確ではないが、仮にそうとしても、今これは、巻五の三とは関係を持たない。又、「送りしものにて」とあるのみで、その文章が同じとはいわれていない別の手紙は、種員の所蔵とは読めないから、「不正確な聞書」は私の勇み足にしても、種彦所蔵の「たかまの文」から種彦が推理し、種員がその説を継承したと見てよいのではなからうか。いずれにしても、「実在の手紙をあまり手も加えず取り入れた」という推定はなりたたないのである。

さらに、種員書入れの別の一文「猶外ニモ巻中ニ其頃ハ、事実ヲ文ノ文ニ綴シ、モノ有ト思ハルタナリ」に注意すれば、「其頃の事実を手紙に綴った」すなわち、事実（ニ実在の事件など）をとりあげて文（ニ手紙の形の作品）に綴った（ニ作りあげた）ものがあるといっているのみであり、種員は、実在の手紙即『文反古』の一章などといっているわけではないことが明らかとなるはずである。おそらく種員は、西鶴作品の常套、つまり、実在事件などをとりあげて自在に虚構しつつ面白い作品を作りあげる西鶴の方法の一つを指摘しているだけであり、実在の手紙をそのまま作中にとり入れたなどと考えているはずもないのである。

以上、岡本氏及びその所説に賛同する松谷氏の説にこだわりすぎてしまったごとくだが、種彦書入れの読み方自体が問題である以上、この外部資料からする巻五の三への疑惑はなりたち得ないと私は考える。しかし、「たかまの文」が現存しない以上、何とも云えないという岡氏からの反論もあろう。又、種彦は、おそらく「たかまの文」から種員の記すような推定をしたと思われるが、高屋猛氏所蔵の一冊（同書は、岩田氏が得た鈴木重三氏の御示教によれば、大正十五年十月三十日と十一月一日に日比谷図書館の展覧会に出品され、同目錄に一冊とあ

る由。従つて冊子本のものと思われる)が知られぬ以上、その事実の当否も判定しがたいということになる。種彦所蔵の「たかまの文」とはいかなるものだったのだろうか。

それを推定する手がかりの一つに、「郷土趣味大阪人」創刊号(昭和4年9月)に載る三宅吉之助氏の「遊女高間の死」なる一文がある。氏は、同誌昭和五年二月号所載の同誌主催の展示会出品目録によれば、「遊女高間自殺の記」なる一書を出品しているから、おそらくはそれによってこの一文を書かれたのであろう。現在私は、その書の所在を知らず、また、それが「たかまの文」と同じか否かも明らかにしえないが、多分それは種彦のものと同様のものであるように思われる。三宅氏の紹介を一部引用させていただくことにしたい。

氏の前文は云う。

遊女高間は浪花新町の名妓であつた。…只一人笹屋九郎右衛門を慕つた。笹屋の外に男なしと打込んだ彼にとりて、笹屋が同じ廓の太夫白藤にこの頃近しうするを見聞しては、余りにも情人の心変りにとかく思ひ悩みの末、享保九年神無月十三夜といふに果敢なくも自殺し果てたのである。

おそらく同書は、高間自殺までの経緯を右のように記していたのであろう。「享保九年…」は時代が齟齬するが、後年の編纂物にはありがちなことでもある。ただ高間と九郎右衛門との関係、その自殺の原因となる状況は『文反古』巻五の三と一致しているごとくであり、同書に「書置」以前の文が引用されたりしていれば種彦の識語を確認できるわけだが、三宅氏の一文からでは何とも云いようがない。氏は、続けて、その高間の文を引く。

御とりあけもふつ／＼といやましにおほしめし候半なれとも、もはやいつをかきりの行すへとも、左様に御にくしみもあるましくと、一ふてそめ参らせ候、まつとや、日にそへさひしさもいやまし候へとも、御事のふおはしまし御善盛の御身と承り、さりとは、御浦山しくそんし参らせ候、誠や去年の春、ふしみやざしきにて御目にかゝり参らせ候折ふしは、浅からぬ御事のみ身にあまりまいらせ申候、申はしたなから、神かけて御心ていにそむかしと思ひしに、月に村雲花に風とや、こなた覚なき様々の御むりの御事御申かけ、扱々めいわくきのとくさ、海山申さん様もなく、我身くもりなき御事、日に千度夜に百度、文しては、又人

しても申候へ共、御聞入なく御手にさへふれ玉はず、さりとはいんくわなるこの身と、朝夕泪のかはくひまもなく、誠に数ならぬわかみとそんじ候へとも、心のかけはし渡る人あまた御座候へとも……(読点引用者補)

以下、延々と続いて行くが、もはやこれだけ引用すれば十分であろう。仮にこれと類似の高間の手紙を種彦が見たとすれば、『文反古』五の三は「文章は鶴が作にて是とは異なり、たゞその趣を加へたるのみ」と評するのも当然ということになる。おそらく「たかまの文」が今後出現したとしても、『文反古』巻五の三のようなものはありえないと、私はここで確信せざるをえないのである。(なお、私は三宅氏紹介のものを後年の偽作かとも考えるが、現物を見得ない現在、臆測はひかえておくことにする)。

やや脇道となつたが、本来、右のような追求自体が、実は不要であつたのかもしれない。少くとも創作されたり偽作されたりしたものでもなければ、遊女が『文反古』巻五の三のような長い手紙をまず書くはずもないし、書簡の型がきまり文体がきまつている当時、「御恨みを伝えまいらせ候」のような猛烈で凄絶なと同時に面白い手紙を遊女が書けると考えること自体がおかしいのである。それは、現在も残る遊女の手紙(時に古書展、展覽会で所見する軸装のもの等)を見れば明らかであるし、当時の遊女の手紙を集めた『島原太夫手跡文章』(延宝二年刊。早稲田大学図書館所蔵)などを一覽しても簡単に云えることである。ともかく、当時の遊女の手紙のありようと、あまりにも違いすぎているのである。

もつとも右のように云えば、遊女評判記の変型として出刊された『島原太夫手跡文章』や軸装されて保存された手紙などとは内容が違ふ、『文反古』巻五の三のようなものは残っていないだけだ、といわれるかもしれない。しかし、前述のように、一般の読者を十分に意識した作品を遊女が書こうとするかどうか。

ここに、おそらくは遊女のための手紙の見本として作られ(もちろん、板本として出されている以上遊客も読者対象としていようが)たと思われる『吉原用文章』(寛文年間刊)なる一書がある。その中から、『文反古』巻

五の三のような状況に置かれた時の遊女を想定した書簡の見本をひろい出してみよう。

まず、「遠ざかるちいん(II 馴染み客)に遣す事」という設定のもとでは、

とかくうれしきにもなみだ、かなしきにも涙、あひたきにもなみだ、それほどあけ暮、身のしる斗しぼりい
だし候ては、らいねんは身かはしやぎ候て、こに成候はん、おかしや、はらすじにて候、なぜに此程は御出
なく候や、あまりさやうにはなきものにて候、たしなみて、すこしなをし候へかしとぞんじ候、たゞし、そ
こもとにめづらしきさまめ、いできたとすもじいたし参らせ候、かしこ

といった書簡の案文をかかげ、また、「ちいんと、さしちがへしなんとて遣はず」といった猛烈な条下には、
折／＼のなさは、かへつておもひのたねにて候ほどに、あなふたつこしらへて、いざござれ、かしこ
といった案文が置かれているのである。

これが、当時の遊女にどの程度役立ったかは知るところではない。また、右の案文がどこまで真面目に作られて
いるのかも推測の限りではない。しかし、この程度のものが遊女の手紙の案文として公刊され、遊女が書きそ
うなものとして読まれていたのである。世の中に例外や突然変異がないことはなからうが、以上のような常識的
立場に立てば、一遊女の「実在の手紙をあまり手も加えず取り入れた」のが『文反古』巻五の三になるなどとい
うことは、とても考えられないのである。

以上、必要以上に長く岡本氏の所説に触れてしまったが、残念ながら私は、岡本氏説には同じえない。氏の再
度に及ぶ主張にもかかわらず、巻五の三西鶴作説への私の確信は、前述の論拠からいささかもゆさぶられるこ
はないのである。

なお、『文反古』巻五の三の「白雲」を「高間」と結びつける種員の所説は、現在岩田氏、松谷氏の考証もあ
つて一応信じてよいと思われるが、「たかまの文」が後年のものとすれば、必ずしも信を置きがたいかもしれな
い。しかし、その点は、本稿の問題と直接のかかわりを持たない。「たかまの文」が出現して新たにその点を検
討する機会が生まれることを期して待つこととしたい。

(未完)

1 ただし、現在までのところ、このような見方からする従来の認定への批判は、公には行なわれていないようではない。しかし、批判のための批判の感なきにしもあらずとは言え、板刻されたものからの筆跡鑑定に隔靴搔痒の感があることは事実であり、そのような批判にも、時として耳を傾ける必要もなしとはしないであろう。私は、現状では、版面を問題とするより仕方がない以上、それを問題にする方向に十分の意味を認めるが、右のような批判もありうることへの配慮は常に必要であるように思う。一見、科学的な操作を行なうて自足する以前に、その対象そのものに問題がありうることを忘れてはならないであろう。

2 森統三氏が『好色一代男』を規準として、その文体等を問題にすることで、『一代男』以外は西鶴作にあらずと認定したことは周知だが、その規準の立て方自体に問題があることは明らかであり、その説の当否についてはすでに少なからぬ批判も加えられている。その論争の経緯については、椋谷昭彦氏「西鶴の問題点」（日本文学の争点4・近世・昭和44年3月）などで整理され、森氏説については、すでに決着がついていると見られるので、ここではこれ以上触れない。

3 前述のように、このような前提を置くことが、一種の居直りであり、新資料、たとえば草稿の出現等によつてその前提がくずれることは当然ありうる。また、臨模等において、草稿が一字一句改変せられていないとまでいうのは、その版面を見た時、勇み足であることを私自身も承知している。しかし、どの一字・一句を付加したり削除したりしたかという認定が、現状で可能であるのかどうか。それが不可能である以上、ここで居直るより仕方がないというのが正直のところである。従つて、これを自説などと称するのがおこがましいものであること、言うまでもない。あえて立場と称するゆえにある。

4 以下で一部についてはとりあげる。現在の観点から見れば、問題となる論拠もなしとしないが、今ここでそれらの点について批判を行なう必要もあるまい。

5 注1参照。

6 しかしその後も椋谷昭彦氏「井原西鶴研究」等では、この規準を西鶴作認定の規準として、中村氏の考慮をも考慮せずに用いている。その点についての問題は、すでに同書の拙評（拙著『西鶴研究論攷』・昭和56年10月・新典社刊、所収）において私見を述べたことがある。

7 いささか熟さない言葉を用いたが、それは西鶴のその手法の用い方が、従来の文芸の「づくし」「揃」の手法をそのまま

にとり入れてあるわけではなく、時にパロディの色彩を付与し、時にその手法を拡大する等の自在さを示しているからである。その点については、一部「西鶴の語り口をめぐって」(注6の拙著所収)で触れたが、この手法のありようと西鶴の認識方法や技法との関連については、別稿を期することにした。

8 西鶴作とするものは、巻一の一、一の一、一の一、二の一、二の一、二の一、三の一、三の一、四の一、五の一。西鶴作の可能性あるものは、一の一、四の一、三の一、五の一。西鶴作の可能性あるもの「若干の疑念」あるものは四の一、五の一。他は「団水またはその他の人びとの追加と見る」。

9 この点は、草稿に忠実に板下が作られていると考える根拠の一つとなると思われるが、想像という批判も当然予想されるので、ここに一応記すのみに止めておく。なお、前記拙稿では、この点に触れてはいない。

10 前出滝田氏、暉峻氏論文等参照。

11 前出暉峻氏論文参照。

12 この点については、当面の対象となる五の一、三の一について一部後述する。

13 他に岡本勝氏「『二膳居る旅の面影』考」(『後藤重郎教授定年退官記念国語国文学論集』所収)など。

14 もっとも、注意深い読者は、目録の副見出し「偽を世わたりにせし身にも／まことをしらせけるはあはれに」をも内容を示唆するものとして受けとめているかもしれない。従って、これも予備知識と言えないこともないが、仮にこの副見出しを心に留めて興味を惹かれたとしても、この手紙の書き手の状況まで推理することはできないであろう。また、このようなあり方が、他の書簡体小説のあり方とも多少異なっていることは明らかだが、その点については別の機会にとりあげることとしたい。

15 前出山口氏解説の言葉。

16 種員は「おほかたに証あり」といっているが、それが何によっているかは不明。なお、高間については、岩田氏、松谷氏の前出論文でも論じられている。